

事務連絡
令和5年5月18日

各都道府県・指定都市・中核市・障害保健福祉担当課 御中

こども家庭庁支援局
障害児支援課

子ども安全安心対策事業の所要額調査について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、子ども安全安心対策事業について所要額を把握したいため、以下のとおり所要額調書の提出をお願いいたします。

所要額調書を取りまとめた後、本補助金の交付額の内示を行い、交付決定の手続きを行います。今回の所要額調書に基づく内示を行わない都道府県、指定都市及び中核市については、本補助金の交付は行わないため、本事業への申請をされる場合、必ず所要額調書の提出をお願いいたします。

記

1 所要額の算定方法

所要見込額の算定に当たっては、別添「子ども安全安心対策事業実施要綱」を踏まえ、下記の交付対象経費を算定いただきますようお願いいたします。

2 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

②ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入

すること。

③登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

3 交付対象経費

①～③の事業の実施に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

4 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

5 国庫補助率 ①の事業：定額

②の事業：3／5

③の事業：3／5

※間接補助の場合、②及び③の事業は1／5の事業者負担が発生します。

6 国庫補助基準額

① の事業：175千円以内（1台当たり）

② の事業：200千円以内

③ の事業：端末購入を行わない場合、200千円以内
端末購入を行う場合、700千円以内

7 提出書類

子ども安全安心対策事業所要額調書

○ 別紙①・③の記載に係る留意事項

安全装置の設置義務化対象となる車両の範囲については、改正省令の施行通知で示しているが、例えばワゴンタイプの場合、こどもが送迎用車両に置き去りにされることのないよう、3列目以降にこどもが立ち入れないように安全確保のための対策を講じることにより、設置義務化の対象外となる場合がある。

このため、事業所から補助対象車両として報告のあった車両については、真に義務付けの対象となるべき車両であるか精査する必要があることから、実施主体においては、補助対象となるべき車両について、改めて事業所へ周知を行うとともに、今回、設置義務化の対象外となる車両に対し交付することのないよう、適切な交付を行うための精査を徹底するため、事業所から報告を受ける際に実施する点検項目を設けている。

※ 提出に当たってのメールの件名は以下のとおり記載すること。

【●●県・市（都道府県・指定都市・中核市名）】子ども安全安心対策事業所要額調書について

8 提出期限

令和5年6月14日（水） 厳守

※上記期限までに所要額調書の提出が無かった自治体においては、原則として本事業の補助対象としないので十分に注意してください。

8 提出先（メールにて回答をお願いいたします。）

障害児支援課 障害児支援係

TEL 03-6861-0063

E-mail: shougaiishien.shougaijishien@cfa.jp